

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「花いっぱい運動」のご案内（第3支部・第4支部）
- ◆「合同会員交流会」のご案内（第1支部・第2支部）
- ◆「会員交流会」のご案内（第12支部）
- ◆「バスハイク」のご案内（第13支部）

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
9	4	月	広報委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
9	11	月	決算事務説明会	14:00～16:30	於:福岡ガーデンパレス
9	27	水	役員ゴルフ交流会	9:30～16:30	於:福岡カンツリー倶楽部
9	28	木	会員増強キックオフ会議	15:00～16:30	於:福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

月	日	曜	内容		
9	5	火	租税教室（第3支部）	9:40～10:25	於:舞鶴小
9	6	水	租税教室（第8支部）	9:35～10:20	於:警固小
9	7	木	租税教室（第13支部）	9:35～12:05	於:柏原小
9	14	木	租税教室（第13支部）	10:50～11:35	於:横手小
9	20	水	花いっぱい運動（第3・第4支部）	14:30～16:00	於:昭和通り37花壇
9	20	水	会員交流会（第12支部）	19:00～21:00	於:アサヒビール園
9	25	月	租税教室（第5支部）	10:45～11:30	於:南当仁小
9	26	火	租税教室（第13支部）	9:30～11:15	於:東花畑小
9	27	水	合同会員交流会（第1支部・第2支部）	19:00～21:00	於:クアンティック
10	4	水	租税教室（第13支部）	10:45～11:30	於:三宅小

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
9	13	水	役員会	11:00～12:00	於:福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
9	15	金	役員会	11:00～12:00	於:事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

9月11日 ●源泉所得税の納付

10月2日 ●7月決算法人の確定申告

●1月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 災害損失(3)

税理士 堤 一 博

法人税法では、単年度課税方式を原則としています。したがって、その事業年度に欠損金額が生じたとしても、その欠損金額は単年度の欠損金であるので以後の事業年度の課税所得には影響を及ぼさないとの考え方に立っています。

しかしながら、この原則の例外措置として下記の一定の場合には、複数事業年度の損益をいわば通算することができる制度（「欠損金額の繰越し」と「欠損金額の繰戻し」）を設けています。

#### 災害による損失金の繰越し

現行の繰越欠損金額控除制度の規定を概説すると、従来は法人税法 57 条で「青色欠損金額の繰越し」、同法 58 条で「白色欠損金額のうち災害損失欠損金額の繰越し」を規定していましたが、令和 2 年度改正でグループ通算制度の導入に伴い、青色・白色にかかわらず欠損金額全体を繰越し可能とし（法人税法 57 条）、白色欠損金額のうち災害損失欠損金額以外の欠損金の繰越しはできない（法人税法 58 条）とする改正が行われました。しかしながら、条文は改正されましたが、内容においては従前と全く変わりはありません。

災害損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、災害損失欠損金額がある場合には、災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から最大 10 年間（2018 年（平成 30 年）3 月以前に開始した事業年度の場合は 9 年間）にわたって繰り越して控除することができます。

もちろんながら、青色申告法人については、そもそも青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その発生原因は問わないため、たとえその欠損金額が災害損失に係るものであっても、「青色欠損金額の繰越控除」の適用となり、一般的には、被災事業年度で災害損失が発生すると、青色欠損金額 $\geq$ 災害損失欠損金額という関係が成立すると考えられますので、青色申告法人においては、災害損失欠損金額は青色欠損金額に含まれ、青色欠損金額の繰越控除でカバーされることとなります。

さて、この青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金額の特例（法人税法 58 条）では、被災事業年度で白色申告法人がその事業年度に生じた欠損金額のうち災害損失金額について、欠損金額の生じた事業年度からその欠損金額を所得金額から控除するまでの事業年度まで連続して確定申告書を提出し、かつ、欠損金額の生じた事業年度に係る一定の帳簿書類を保存している場合には、その後の事業年度が白色申告書である確定申告書であっても災害損失欠損金額は所得金額から控除されます。繰越控除は、法人税確定申告書に別表七を添付して税務署へ提出します。別表七は、過去に発生した繰越欠損金額がどのくらいあるのかが一覽でわかる表になっています。

この「一定の帳簿書類」とは、仕訳帳、総勘定元帳、固定資産台帳、現金出納帳、得意先元帳、売上帳、仕入帳などの「国税関係帳簿」及び棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収証などの「国税関係書類」を指し、法人税法施行規則第 26 条の 3 では、欠損金の生じた事業年度の帳簿書類を 10 年間保存しなければならないと定めています。

「災害損失欠損金」の定義を再確認しますと、下記の図のようになります。

対象となる資産	イ. 棚卸資産 ロ. 固定資産 ハ. 繰延資産（令 14 ①六）のうち、他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの
対象となる災害 （法 58 ①、 令 114 ~ 116）	イ. 自然現象による災害（震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害） ロ. 人為的災害（鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害） ハ. 生物による災害（害虫、害獣その他の生物による異常な災害）
災害損失金額 （令 116 ①、 法基通 12-2-1）	イ. 減失損等（帳簿価額を減額した損失） ロ. 取壊損失（取壊し又は除去費用その他付随費用） ハ. 現状回復のための修繕費等 } 合計額 - 保険金・損害賠償金等により補填された金額

## 災害損失欠損金額の繰戻しによる還付

欠損金額の繰戻しによる還付とは、前期黒字だった法人が当期赤字に陥った場合に、当期の欠損金額を前期に繰り戻して前期に既に納付済み法人税・地方法人税の還付を受けられることができる制度のことです。繰戻し還付が適用できるのは、法人税と地方法人税（国税）で、地方税（法人事業税、法人住民税）には欠損金の繰戻し還付制度はありません。

青色申告書を提出する法人の欠損金額の繰戻しによる還付が、青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合（欠損事業年度）において、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）に繰り戻して法人税額の還付を請求することができます（法人税法80条1項）。災害損失欠損金額について、同様に、この欠損金の繰戻しによる還付の対象です（法人税法80条5項）。

災害損失欠損金額の繰戻し還付は、災害があった日から同日以後1年経過日までの間に終了する各事業年度又は同日以後6ヶ月経過日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を欠損事業年度（災害欠損事業年度）開始の日前1年（青色申告の場合は2年）以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。保険金、損害賠償金等により補填されるものは除き、怪我人への見舞金、被災者への弔慰金等は含まれませんので、念のため！

また、平成29年度税制改正により、この繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の10.3%に相当する金額を併せて還付することとされています（地方法人税法23条1項）。

法人税の還付額は次の算式により計算します。

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額（分母を限度）}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

災害損失欠損金額の繰戻し還付の適用には下記の要件があります。

- (1) 還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について、連続して確定申告書（期限後申告書を含む。）を提出していること
- (2) 災害欠損事業年度の確定申告書または仮決算による中間申告書を提出していること。
- (3) 上記(2)の確定申告書または仮決算による中間申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出すること。

青色申告欠損金額の繰戻し還付制度の対象が前期に限定されるのに対して、青色申告法人の場合、災害損失欠損金額の繰戻し還付制度の対象は、青色申告法人の場合には、前期および前々期の2期になります。

青色申告法人における災害損失欠損金額は、青色欠損金額にも該当します。その災害損失欠損金額については、「災害損失欠損金額の繰戻し」、「青色欠損金額の繰戻し」の規定を選択する余地があります。前々期への繰戻しについては「災害損失欠損金額の繰戻し」を適用するしかありませんが、前期に繰り戻す場合には、「災害損失欠損金額の繰戻し」、「青色欠損金額の繰戻し」のいずれの規定も適用することができます。法人税基本通達では、還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付について、次のように規定しています。

### 法基通17-2-4

法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用に当たり、還付所得事業年度が2以上ある場合、欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。

また、災害損失欠損金額とそれ以外の青色欠損金額を区分することなく、その合計額について青色欠損金額の繰戻しの適用を受けることもできます。

この災害損失欠損金額の繰戻し還付制度は、前期分のみではありますが白色申告法人でも適用可能であり、青色申告法人であれば、前期分に加えて前々期分の法人税の還付を受けられることができること、また、中間申告での適用が可能であることが、通常青色申告欠損金額の繰戻し還付制度とは異なっています。

### 中間申告（仮決算）における災害損失金額に係る所得税額の還付

こちら、平成29年度税制改正により導入された制度で、法人の災害のあった日から同日以後6か月を経過する日までに終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される復興特別所得税額を含む所得税額でその中間申告の法人税額から控除しきれなかった金額について、その災害損失金額を限度に還付を受けることができます（地方法人税法72条4項）。また、中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、前期基準額が10万円以下であるとき（法人税法72条1項）など中間申告書の提出が不要であった中間期間についても、仮決算の中間申告書を提出して還付を受けることができます（法人税法72条4項）。

## まとめ

災害損失金についての法人税の取扱いの概要をまとめると、下記のとおりですので、参考にしてください。

### 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失または費用が生じたときには、その損失または費用の額は損金の額に算入されます。

#### 資産の評価損

法人の有する棚卸資産、固定資産または一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

#### 復旧のために支出する費用

法人が災害により被害を受けた固定資産について支出する①被災資産についてその原状を回復するための費用、②被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等二次被害回避のために支出する費用、③その性質が明らかでないものがある場合には、その金額の30パーセント相当額を修繕費とすることを認めています。

#### 災害損失特別勘定の設定等

法人が、災害のあった日の属する事業年度において、災害により被害を受けた棚卸資産、固定資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その災害損失特別勘定として繰り入れた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

#### 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳

#### 災害損失金額の繰越し

災害損失欠損金額については、損失発生事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間にわたって繰り越して控除されます。

#### 災害損失欠損金額の繰戻しによる還付

#### 中間申告（仮決算）における災害損失金額に係る所得税額の還付

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	10					
		13(月)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(水)	14:00～15:30	本部	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
	11	20(月)	15:00～16:30	本部	電子帳簿保存法説明会	福岡ガーデンパレス
	12	12(火)	13:00～13:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		12(火)	14:00～15:00	本部	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。